小山工業高等専門学校情報安全管理等委員会規程

制 定 平成15年5月15日 最終改正 令和2年2月4日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)運営組織規則第14条 の規定に基づき、本校における情報セキュリティポリシー(以下「情報安全管理等」という。)を確立するため、小山工業高等専門学校情報安全管理等委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 校長
 - 二 総務主事
 - 三 情報科学教育研究センター長
 - 四 情報ネットワーク室長
 - 五 情報ネットワーク室主任
 - 六 支線管理者
 - 七 事務部長
 - 八 各課長

(委員長及び会議の開催)

- 第3条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、総務主事がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。 (部会の設置)
- 第4条 委員会に、情報安全管理等に関する専門の事項を調査検討するために部会を置くことができる。

(検討事項)

- 第5条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
 - 一 情報安全管理等の組織体制の整備に関すること。
 - 二 情報安全管理等の運用及び管理に関すること。
 - 三 情報安全管理等の監査(評価)及び見直しに関すること。
 - 四 情報安全管理等の範囲及び情報の分類,レベルに関すること。
 - 五 情報の物理的安全管理,人的安全管理及び技術的安全管理に関すること。
 - 六 情報の改ざん等によるリスクに関すること。
 - 七 不正アクセスの対応に関すること。
 - 八 関係法令の遵守事項及び違反行為に関すること。
 - 九 情報安全管理等の普及・教育に関すること。
 - 十 その他情報安全管理等策定に必要な事項に関すること。

(報告)

第6条 委員会において策定した安全管理等は、本校の校長に書面で報告するとともに、そ の具体的な実施方法についてはガイドライン等を作成するものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

附則

この規程は、平成15年5月15日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。